

令和4年8月24日

東京都の輸出事業者 T

経済産業省産業技術環境局
資源循環経済課長 田中 将吾

環境省関東地方環境事務所
所 長 大森 恵子

特定有害廃棄物等の未承認輸出について(嚴重注意)

貴社が関税法(昭和29年法律第61号)第67条の規定に基づきタイ王国向けに令和4年3月16日及び17日に横浜税関に輸出申告した貨物(ミックスメタルスクラップ)は、海上輸送中における事故(コンテナ内から煙が発生)により名古屋税関に輸入申告され、国内に搬入されたところ、同年6月29日に経済産業省、環境省及び関東地方環境事務所横浜事務所が貴社の輸出貨物保管場所において現地確認調査を行った結果、使用済み電気電子機器等が混入されていたことが判明した。

当該貨物は、現地確認調査及びヒアリング調査の結果、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが確認された。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする場合には、バーゼル法第4条第1項の規定のとおり、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第48条第3項の規定により輸出の承認を受ける義務があるところ、今回の輸出について法令上の手続きが講じられていなかったことは、法令違反として問題あるだけでなく、我が国の貿易管理に対する信頼を損ねる行為として誠に遺憾であり注意する。さらに、国際的にもバーゼル条約違反として我が国のバーゼル条約遵守に係る信頼を損ねるおそれがある行為でもあり、よって本書面により嚴重に注意する。

また、今後このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法を記載した顛末書を令和4年9月7日(水)までに経済産業省及び環境省に提出すること。
- 2 国内へ引き取った貨物について国内で処分する場合は、環境上適正に処分し、処分完了した旨を後日報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合は、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努めるとともに、特定有害廃棄物等を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。